

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

松山市には重信川水系重信川、重信川水系石手川、重信川水系小野川、立岩川水系立岩川などの河川があり、洪水浸水想定区域図等によると、これらの河川が氾濫した際は、広範囲にわたり浸水することが想定されている。

(土砂災害)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、愛媛県から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が抽出されており、松山市内には合計1,400箇所以上の警戒区域が存在する。

(地震)

愛媛県が発表した南海トラフ巨大地震による松山市の被害想定は、最大で震度7の揺れ、火災での消失を合わせると建物全壊棟数が3万5千を超え、死者数715人、負傷者数5,707人になると想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は断続的な感染拡大が続いており、全国的かつ急速なまん延により、松山市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

- ・松山市地域防災計画（兼 松山市水防計画）
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/keikaku/H26tibou.html>
- ・まつやま総合防災マップ
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/keihatu/bousaimap.html>
- ・まつやま内水ハザードマップ
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/josuido/keikaku/keikakuyatorikumi/naisuimap.html>
- ・ため池ハザードマップ
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/noringyo/kairyo/tameikehaza-do/tameike.html>
- ・災害情報メールサービス『まつやま防災メール』
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/all/matsuyamaBM.html>
- ・松山市新型コロナウイルス感染症関連情報
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryu/hokenyobo/kansensho/tyuui/sinngatakorona.html>
- ・新型インフルエンザ等対策（内閣官房）
<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- ・新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）
<https://corona.go.jp/>
- ・感染症情報（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

【資料：平成28年経済センサス基礎調査】

- ・商工業者数 733人
- ・小規模事業者数 582人

【内訳：商工会調査】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	104	81	
	建設業	160	128	
	商業	183	146	
	サービス・諸業	286	227	

(3) これまでの取組

1) 松山市の取組

- ・松山市地域防災計画等の計画の策定
- ・松山市総合防災訓練をはじめとした各種訓練の実施
- ・災害用備蓄品の備蓄・主要な避難所への配備
- ・各種ハザードマップの作成・配布
- ・自主防災組織の活動支援
- ・松山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・松山市新型インフルエンザ等対策本部の設置

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に（救護用品・緊急避難用ナップザック等）を備蓄している。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害・感染症等リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 20社
 - ▼事業継続力強化計画認定 5社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 30社
- 《対象共済・保険制度》
火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、

福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や松山市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングが無い。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和４年１２月１日～令和９年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と松山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「松山市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型インフルエンザ等に関しては業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに令和２年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・松山市事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：本会、松山市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、松山市との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組む。また、新型インフルエンザ等の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会と松山市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、松山市における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と松山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	--

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

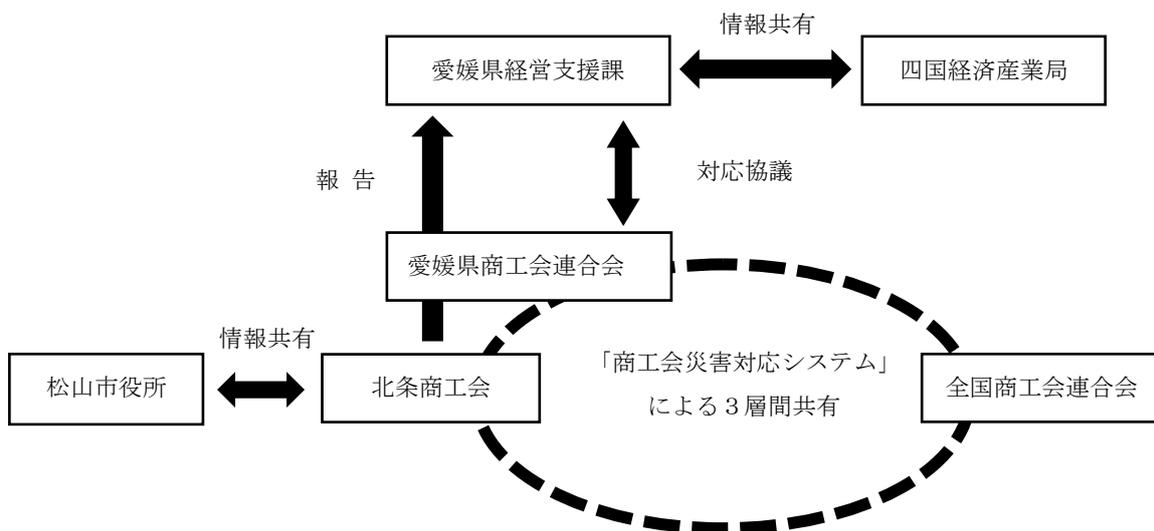
- ・当計画により、本会与当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・松山市が策定した「松山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会与松山市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会与松山市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・松山市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等

へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

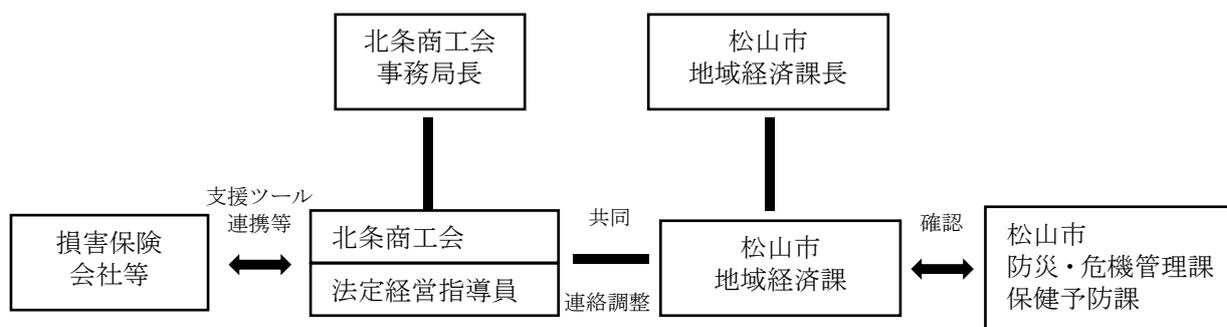
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年8月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 白戸 謙一 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

北条商工会

〒799-2432 愛媛県松山市土手内 125 番地 1

TEL : 089-993-0567 / FAX : 089-993-1718

E-mail : hojo-shokokai@bell.ocn.ne.jp

②関係市町

松山市 地域経済課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7 番地 2

TEL : 089-948-6783 / FAX : 089-934-1844

E-mail : chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30
・ 防災備品購入	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。